Learning Pit 利用約款(研修サービス付随機能提供用、オンライン学習サービス用)変更点一覧

Learning Pit 利用約款(研修サービス付随機能提供用)変更点一覧

2021年2月8日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
約款名	Learning Pit 利用約款(研修付帯サービス用)	Learning Pit 利用約款(研修サービス付随機能提	サービスの実態に合わせ
		<u>供</u> 用)	て約款名を変更
第1条1項	「Learning Pit 利用約款(研修付帯サービス用)」	「Learning Pit 利用約款(研修サービス付随機能	実践促進コンテンツを、研
	(以下、「本約款」といいます)は、株式会社リクルー	<u>提供</u> 用)」(以下、「本約款」といいます)は、株式	修準備機能と研修フォロ
	トマネジメントソリューションズ(以下、「弊社」といいま	会社リクルートマネジメントソリューションズ(以下、「弊	ーアップサービスとして分
	す)が運営する「Learning Pit」(インターネットを利	社」といいます)が運営する「Learning Pit」(インタ	離して記述
	用して研修サービスに関するオンライン学習コンテンツ	ーネットを利用して、研修サービスに関する準備機能	
	<u>及び実践促進コンテンツ等</u> を提供するために弊社が開	及びフォローアップコンテンツ並びにオンライン学習コンテ	
	設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」とい	<u>ンツ等</u> を提供するために弊社が開設した Web サイトを	
	います)において、第4条に定める「Learning Pit サ	指し、以下、「Learning Pit」といいます)において、	
	ービス」のうち「 <u>研修付帯サービス」</u> を利用するすべての	第4条に定める「Learning Pit サービス」のうち <u>「研修</u>	
	利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit	<u>準備機能」及び「研修フォローアップサービス」</u> を利用す	
	サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規	るすべての利用者に対して適用されるものであり、	
	定したものです。	Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利	
		用の条件を規定したものです。	
第2条2項	Learning Pit サービスは、 利用者、 Learning Pit の	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の	・研修準備機能の利用が
	受講者(利用者が雇用又は直接に指揮命令する者	受講者(利用者が雇用又は直接に指揮命令する者	「受講」に含まれることを
	あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利	あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利	明記
	用者により Learning Pit の受講を認められた者を指	用者により Learning Pit の受講 <u>(ただし、第4条に</u>	・1 2 条 2 項と重複する
	し、以下、「受講者」といいます)、受講者のサポータ	定める「研修準備機能」においては、研修準備のため	文言を削除
	- (受講者の上司等で、利用者により Learning Pit	<u>の利用をいいます)</u> を認められた者を指し、以下、「受	
	の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」とい	講者」といいます)、受講者のサポーター(受講者の	
	います)及び Learning Pit の管理者(利用者の事	上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認め	
	務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及び	られた者を指し、以下、「サポーター」といいます)及び	
	サポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、	Learning Pit の管理者(利用者の事務局の担当	
	以下、「管理者」といいます)のみが利用することがで	者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの	
	きます。受講者、サポーター及び管理者(以下、総称	登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管	
	して「ユーザー」といいます)は本約款の定めに従って、	理者」といいます)のみが利用することができます。受	
	Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者は	講者、サポーター及び管理者(以下、総称して「ユー	
	ユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うもの	ザー」といいます)は本約款の定めに従って Learning	
	とします。 <u>利用者は、ユーザー以外の者に、Learning</u>	Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに	
	Pit サービスを利用させてはなりません。	本約款の定めを遵守させる義務を負うものとします。	
第4条1項柱書	Learning Pit サービスとは、 <u>弊社が提供する研修サー</u>	Learning Pit サービスとは、 <u>弊社による研修サービス</u>	研修準備機能と研修フォ
	ビスに組み込まれて提供されるサービス(以下、「研修	の提供に付随する事前準備を行うための機能(以	ローアップサービスについて
	付帯サービス」といいます)又はオンライン学習サービス	下、「研修準備機能」といいます)、弊社による研修	明記
	<u>として単独で提供するサービス</u> (以下、「オンライン学	サービスの提供後に研修内容に関するフォローアップや	
	習サービス」といいます)であって、弊社が利用者に対	実践促進等を行うためのサービス(以下、「研修フォロ	

ゴ	Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基 ぎき利用者が利用することのできるサービスの総称をい	<u>ーアップサービス」といいます)及びオンライン学習サービ</u> スとして単独で提供されるサービス(以下、「オンライン	
61.		スとして単独で提供されるサービス(以下、「オンライン	
		, , , , , , , , , , , , , , , , ,	
に	、以下から構成されます。 また、本約款において特	学習サービス」といいます)であって、弊社が利用者に	
	断りがない限り、本条以降において、「Learning	対し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に	
Pi	it サービス」とは <u>研修付帯サービス</u> を意味するものと	基づき利用者が利用することのできるサービスの総称を	
<i>ل</i> ,	、 <u>Learning Pit サービスが組み込まれた研修サービ</u>	いい、以下から構成されます。また、本約款において特	
<u></u>	のことを単に「研修サービス」といいます。	に断りがない限り、本条以降において、「Learning	
		Pitサービス」とは研修準備機能及び研修フォローアップ	
		<u>サービス</u> を意味するものとし、 <u>研修準備機能において準</u>	
		備の対象となる研修サービスのことを「準備対象研修	
		<u>サービス」</u> といいます。	
第5条2項 前	前項の場合、利用者は、第三者サービス提供者等よ	前項の場合、利用者は、第三者サービス提供者等よ	分かりやすい表現に修正
IJ、	、当該 Learning Pit サービスの全部又は一部が直	り、当該 Learning Pit サービスの全部又は一部 <u>の提</u>	
接	そ利用者に対してなされることがあることをあらかじめ了	供が直接利用者に対してなされることがあることをあら	
解	¥するものとします。	かじめ了解するものとします。	
第7条柱書 Le	earning Pit サービスの利用を希望する法人(以	Learning Pit サービスの利用を希望する法人(以	研修準備機能と研修フォ
र	、「申込法人」といいます)は、弊社が別途定める	下、「申込法人」といいます)は、弊社が別途定める	ローアップサービスについて
申	ヨ込書(以下、「申込書」といいます)により <u>弊社に</u>	申込書(以下、「申込書」といいます)により <u>、研修</u>	明記
対	<u>して研修サービスを申し込み、</u> 弊社が当該申込を承	準備機能については準備対象研修サービスを、研修フ	
諾	ますることで、申込法人と弊社間に Learning Pit サ	ォローアップサービスについてはこれを弊社に対して申し	
-	ビス利用契約が成立するものとします。なお、申込法	<u>込むものとし、</u> 弊社が当該申込を承諾することで、申	
A	、が次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社	込法人と弊社間に Learning Pit サービス利用契約	
lt	t当該申込を承諾しないことがあります。	が成立するものとします。なお、申込法人が次の各号	
		のいずれかに該当する場合には、弊社は当該申込を	
		承諾しないことがあります。	
第8条 <u>Le</u>	earning Pit サービスの利用の対価は、研修サービス	1.研修準備機能の利用の対価は、準備対象研修	研修準備機能と研修フォ
<u></u>	料金に含まれるものとします。	サービスの料金に含まれるものとします。	ローアップサービスについて
		2 .研修フォローアップサービスの利用の対価は、申込	明記
		書記載の受講料単価に、当該個別コンテンツの受講	
		期間終了時点の受講者 ID 数を乗じて算出した料金	
		(以下「受講料」といいます)とします。 受講料は、 受	
		講者が、受講期間の途中で個別コンテンツの一部又	
		は全部の受講を終了した場合及び個別コンテンツを受	
		講しなかった場合であっても減額されません。	
第9条 利	川用者は、Learning Pit サービスを利用するために必	利用者は、Learning Pit サービスを利用するために必	弊社の責に帰すべき事由
要	そとなるパソコン、ブラウザ、通信ソフト、通信機器等	要となるパソコン、ブラウザ、通信ソフト、通信機器等	がある場合は免責されな
ح ا	、自己の責任と費用負担において用意するものとし	を、自己の責任と費用負担において用意するものとし	いことを明記
t t	す。また、利用者は、自己の責任と費用負担におい	ます。また、利用者は、自己の責任と費用負担におい	
τ	インターネットに接続の上、Learning Pit サービスを	てインターネットに接続の上、Learning Pit サービスを	
利	リ用するものとします。 利用者が Learning Pit サービ	利用するものとします。 利用者が Learning Pit サービ	
2	を利用した結果、利用者又はユーザーを含む利用	スを利用した結果、利用者又はユーザーを含む利用	
者	皆に所属する個人の使用するパソコン等に支障が出た	者に所属する個人の使用するパソコン等に支障が出た	

	場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとし	場合であっても、弊社の責に帰すべき事由がある場合	
	ます。	<u>を除き、</u> 弊社は一切責任を負わないものとします。	
第10条1項	弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する	弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する	より正確な表現に修正
	場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザー	場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザー	
	ID 及び <u>弊社が発行したパスワード(ユーザーにより変</u>	ID 及び <u>パスワード</u> (ユーザーにより変更されたパスワー	
	更されたパスワードを含む。以下同じ)に基づき、	ドを含む。以下同じ)に基づき、Learning Pit サービ	
	Learning Pit サービスを利用する正当な権利を有す	スを利用する正当な権利を有する者であることを確認	
	る者であることを確認するものとします。この場合、これ	するものとします。この場合、これらが第三者に使用	
	らが第三者に使用(盗用も含みますがこれに限りませ	(盗用も含みますがこれに限りません)されたとして	
	ん)されたとしても、当該第三者の行為はすべてユー	も、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみな	
	ザーの行為とみなされるものとします。	されるものとします。	
第10条2項	利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発	利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発	・受講者 ID に関する不
	行されたユーザーID 及びパスワード(以下、「ID 等」	行されたユーザーID 及びパスワード(以下、「ID 等」	正について追加
	といいます)の使用並びに管理について責任を持つも	といいます)の使用並びに管理について責任を持つも	・研修準備機能と研修に
	のとし、発行された ID 等を、弊社に届出な〈ユーザー	のとし、発行された ID 等を、弊社に届出な〈ユーザー	ォローアップサービスについ
	以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用さ	以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用さ	て明記
	せず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三	せず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三	
	者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるも	者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるも	
	のとします。万一、かかる個人が届出なく使用、貸与	のとします。また利用者は、受講者 ID を複数人で共	
	又は譲渡したことが発覚した場合には、弊社は利用者	有する又は受講料の支払いを免れる目的で受講者	
	への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者	ID を削除するなどの不正行為を行わないものとしま	
	に対して当該研修サービスの受講料総額の 3 倍の料	<u>す。</u> 万一、かかる個人が届出なく <u>ID 等を使用、貸与</u>	
	金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社	<u>もしくは譲渡したこと又は受講者 ID の共有もしくは削</u>	
	に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別	除などの不正行為が発覚した場合には、弊社は利用	
	途損害賠償を請求することができるものとします。	者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用	
		者に対して、研修準備機能については準備対象研修	
		サービスの申込書記載の料金総額又は提供後に確	
		定した料金総額のいずれか大きい額、研修フォローアッ	
		プサービスについては申込書記載の受講料総額又は	
		第8条第2項に基づき確定した受講料総額のいずれ	
		<u>か大きい額の、それぞれ3倍</u> の料金を違約金として請	
		求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ	
		以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求	
		することができるものとします。	
第11条2項	管理者は、弊社からユーザーへの連絡に必要な情報	管理者は、弊社からユーザーへの連絡に必要な情報	より正確な表現に修正
	(メールアドレス、氏名など)に変更があった場合は、	(メールアドレス、氏名など)に変更があった場合は、	
	速やかに管理画面にて訂正するものとします。ただし、	速やかに管理画面にて訂正するものとします。ただし、	
	管理者が登録したユーザーID に対して、弊社の許可	管理者は、弊社の許可な〈、ユーザーID に紐づ〈ユー	
	な〈ユーザーを変更することを禁止します。	ザーを変更することはできません。	
第12条2項	利用者は、管理者、Learning Pit サービスが組み込	利用者は、 <u>ユーザー</u> 以外の者に Learning Pit サービ	より正確な表現に修正
	<u>まれた研修の受講者及びそのサポーター</u> 以外の者に	スを利用させることはできません。	
	Learning Pit サービスを利用させることはできません。		

第13条1項	弊社は、利用者又はユーザーの行為が前条第4項	弊社は、利用者又はユーザーの行為が前条第4項	新第17条の挿入に伴
	各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者	各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者	う条文番号の変更
	への事前の通知なしに、利用者が送信又は表示する	への事前の通知なしに、利用者が送信又は表示する	
	情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、並びに	情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、並びに	
	<u>第 20 条</u> に基づ〈 Learning Pit サービス提供の中止	<u>第21条</u> に基づく Learning Pit サービス提供の中止	
	等、弊社が適当と判断する措置を講ずることができる	等、弊社が適当と判断する措置を講ずることができる	
	ものとします。	ものとします。	
(新第17条)	-	1.ユーザーの個人情報の保管期間については、弊	・個人情報の取り扱いに
		社が内規にて別途定めるものとします。	ついて、新第17条とし
		2.弊社は、前項に定める保管期間が終了した場	て挿入
		合、速やかに個人情報の廃棄又は削除もしくは消去	・これに伴い、次条以降
		を行うものとします。また、弊社は、当該保管期間が終	の条文番号を変更(条
		了する前に利用者から個人情報の廃棄又は削除もし	文番号の変更のみについ
		くは消去の依頼があった場合、対応について利用者と	ては、以下、記載を省
		協議の上、速やかに廃棄又は削除もしくは消去を行う	略)
		ものとします。なお、個人情報の消去は、個人を識別	
		不能とする処理を含むものとします。	
第17条	弊社は、弊社の責に帰すべき事由により、本約款に基	弊社は、弊社の責に帰すべき事由により、本約款に基	研修準備機能と研修フォ
(新第18条)	づ〈義務を履行しなかった場合、利用者に発生した直	づく義務を履行しなかった場合、利用者に発生した直	ローアップサービスについて
	接かつ通常の損害を賠償する義務を負います。当該	接かつ通常の損害を賠償する義務を負います。当該	明記
	損害賠償義務は、 <u>当該損害の直接の原因となった</u>	損害賠償義務は、研修準備機能については当該損	
	Learning Pit サービスが組み込まれた研修サービスの	害の直接の原因となった準備対象研修サービスの申	
	受講料総額を限度とし、当該研修サービス終了後1	込書記載の料金総額又は提供後に確定した料金総	
	年間に限り効力を有するものとします。	額のいずれか小さい額、研修フォローアップサービスにつ	
		いては当該損害の直接の原因となった研修フォローアッ	
		プサービスの申込書記載の受講料総額又は第8条	
		第2項に基づき確定した受講料総額のいずれか小さ	
		1額をそれぞれ限度とし、該当する準備対象研修サー	
		ビス又は研修フォローアップサービスの終了後1年間に	
		限り効力を有するものとします。	
第20条1項1号	研修サービスの料金等の債務について、支払期日を	<u>弊社の研修サービスの料金及び受講料</u> 等の債務につ	債務の内容をより詳細に
(新第21条)	経過したにもかかわらず弊社に対して全額の支払いが	いて、支払期日を経過したにもかかわらず弊社に対し	記載
	なかったとき	て全額の支払いがなかったとき	
第20条1項4号	利用者の行為が第 10 条第 2 項 <u>、</u> 第 12 条第 4 項	利用者の行為が第10条第2項 <u>もし〈は</u> 第12条	・より正確な表現に修正
(新第21条)	各号の <u>いずれか、</u> 第 14 条第 2 項 <u>又は</u> 第 3 項、もしく	第4項各号のいずれかに該当することが判明したと	・新第17条の挿入に伴
	は <u>第 21 条に該当する</u> ことが判明したとき	<u>き、又は利用者が</u> 第14条第2項 <u>、同条</u> 第3項、も	う条文番号の変更
		しくは <u>第22条に違反した</u> ことが判明したとき	
第20条2項	利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当	利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当	債務の内容をより詳細に
(新第21条)	然に期限の利益を失い、研修サービスの料金及びその	然に期限の利益を失い、研修サービスの料金 <u>、受講</u>	記載
	他の債務の弁済をなすものとします。また、弊社が受	<u>料</u> 及びその他の債務の弁済をなすものとします。また、	
	領済みの研修サービスの料金があった場合は返金しま	弊社が受領済みの研修サービスの料金及び受講料が	
	せん。	あった場合は返金しません。	

第22条	弊社は、戦争、暴動、ストライキ、火災、天変地異、	弊社は、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火	不可抗力の内容をより詳
(新第23条)	その他合理的支配を越える事由による Learning Pit	災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、	細に記載
	サービスの停止、遅延等について、その責任を負わない	立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公	
	ものとします。	衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体	
		の行為または規制など、弊社のコントロールの及ばない	
		<u>あらゆる原因</u> による Learning Pit サービスの停止、 遅	
		延等について、その責任を負わないものとします。	
第27条	第7条に基づき成立した契約につき、その期間が満了	第7条に基づき成立した契約につき、その期間が満了	·新第 17 条を追加
(新第28条)	し又は解除された場合であっても、第3条(本約款の	し又は解除された場合であっても、第3条(本約款の	・新第17条の挿入に伴
	変更等)、第12条(禁止行為及び利用者の義	変更等)、第12条(禁止行為及び利用者の義	う条文番号の変更
	務等)、第14条(著作権等)、第15条(デー	務等)、第14条(著作権等)、第15条(デー	
	タ等の利用)、第16条(個人情報の扱い)、 <u>第</u>	タ等の利用)、第16条(個人情報の扱い)、 <u>第</u>	
	<u>17条</u> (弊社の損害賠償)、 <u>第18条</u> (弊社の	17条(個人情報の保管及び廃棄等)、第18	
	免責)、 <u>第19条</u> (利用者の損害賠償)、 <u>第21</u>	<u>条</u> (弊社の損害賠償)、 <u>第19条</u> (弊社の免	
	<u>条</u> (反社会的勢力の排除)、 <u>第22条</u> (不可抗	責)、 <u>第20条</u> (利用者の損害賠償)、 <u>第22条</u>	
	力)、 <u>第23条</u> (権利義務の譲渡禁止)、 <u>第2</u>	(反社会的勢力の排除)、 <u>第23条</u> (不可抗	
	<u>4条</u> (管轄裁判所)、 <u>第25条</u> (準拠法)、 <u>第</u>	力)、 <u>第24条</u> (権利義務の譲渡禁止)、 <u>第25</u>	
	<u>26条</u> (協議)及び本条の定めは、引き続きその効	<u>条</u> (管轄裁判所)、 <u>第26条</u> (準拠法)、 <u>第2</u>	
	力を有するものとします。	<u>7条</u> (協議)及び本条の定めは、引き続きその効力	
		を有するものとします。	
数字の表記	(半角)	(全角)	条文内の数字の表記を
			全角に統一

Learning Pit 利用約款(オンライン学習サービス用)変更点一覧

2021年2月8日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第1条1項	「Learning Pit 利用約款(オンライン学習サービス	「Learning Pit 利用約款(オンライン学習サービス	実践促進コンテンツを、研
	用)」(以下、「本約款」といいます)は、株式会社リ	用)」(以下、「本約款」といいます)は、株式会社リ	修準備機能と研修フォロ
	クルートマネジメントソリューションズ(以下、「弊社」と	クルートマネジメントソリューションズ(以下、「弊社」と	ーアップサービスとして分
	いいます)が運営する「Learning Pit」(インターネッ	いいます)が運営する「Learning Pit」(インターネッ	離して記述
	トを利用して研修サービスに関するオンライン学習コン	トを利用して、研修サービスに関する準備機能及びフ	
	<u>テンッ及び実践促進コンテンツ</u> 等を提供するために弊	<u>ォローアップコンテンツ並びにオンライン学習コンテンツ</u> 等	
	社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning	を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、	
	Pit」といいます)において、第 4 条に定める	以下、「Learning Pit」といいます)において、第4条	
	「Learning Pit サービス」のうち「オンライン学習サービ	に定める「Learning Pit サービス」のうち「オンライン学	
	ス」を利用するすべての利用者に対して適用されるもの	習サービス」を利用するすべての利用者に対して適用さ	
	であり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位	れるものであり、Learning Pitサービスにおける利用者	
	及び利用の条件を規定したものです。	の地位及び利用の条件を規定したものです。	
第2条2項	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の	Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の	12条2項と重複する文
	受講者(利用者が雇用又は直接に指揮命令する者	受講者(利用者が雇用又は直接に指揮命令する者	言を削除
	あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利	あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利	

	用者により Learning Pit の受講を認められた者を指	用者により Learning Pit の受講を認められた者を指	
	し、以下、「受講者」といいます)、受講者のサポータ	し、以下、「受講者」といいます)、受講者のサポータ	
	ー (受講者の上司等で、利用者により Learning Pit	ー(受講者の上司等で、利用者により Learning Pit	
	の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」とい	の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」とい	
	います)及び Learning Pit の管理者(利用者の事	います)及び Learning Pit の管理者(利用者の事	
	務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及び	務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及び	
	サポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、	サポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、	
	以下、「管理者」といいます)のみが利用することがで	以下、「管理者」といいます)のみが利用することがで	
	きます。受講者、サポーター及び管理者(以下、総称	きます。受講者、サポーター及び管理者(以下、総称	
	して「ユーザー」といいます)は本約款の定めに従って、	して「ユーザー」といいます)は本約款の定めに従って	
	Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者は	Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者は	
	ユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うもの	ユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うもの	
	とします。 <u>利用者は、ユーザー以外の者に、Learning</u>	とします。	
	Pit サービスを利用させてはなりません。		
第4条1項柱書	Learning Pit サービスとは、 <u>弊社が提供する研修サー</u>	Learning Pit サービスとは、 <u>弊社による研修サービス</u>	研修準備機能と研修フォ
	ビスに組み込まれて提供されるサービス(以下、「研修	の提供に付随する事前準備を行うための機能(以	ローアップサービスについて
	付帯サービス」といいます)又はオンライン学習サービス	下、「研修準備機能」といいます)、弊社による研修	明記·
	<u>として単独で提供するサービス</u> (以下、「オンライン学	サービスの提供後に研修内容に関するフォローアップや	
	習サービス」といいます)であって、弊社が利用者に対	実践促進等を行うためのサービス(以下、「研修フォロ	
	し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基	- アップサービス」といいます)及びオンライン学習サービ	
	づき利用者が利用することのできるサービスの総称をい	<u>スとして単独で提供されるサービス</u> (以下、「オンライン	
	い、以下から構成されます。また、本約款において特に	学習サービス」といいます)であって、弊社が利用者に	
	断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit	対し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に	
	サービス」とはオンライン学習サービスを意味するものとし	基づき利用者が利用することのできるサービスの総称を	
	ます。	いい、以下から構成されます。また、本約款において特	
		に断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit	
		サービス」とはオンライン学習サービスを意味するものとし	
		ます。	
第5条2項	前項の場合、利用者は、第三者サービス提供者等よ	前項の場合、利用者は、第三者サービス提供者等よ	分かりやすい表現に修正
	り、当該 Learning Pit サービスの全部又は一部が直	り、当該 Learning Pit サービスの全部又は一部 <u>の提</u>	
	接利用者に対してなされることがあることをあらかじめ了	供が直接利用者に対してなされることがあることをあら	
	解するものとします。	かじめ了解するものとします。	
第7条1項柱書	Learning Pit サービスの利用を希望する法人(以	Learning Pit サービスの利用を希望する法人(以	表現を統一
	下、「申込法人」といいます)は、弊社が別途定める	下、「申込法人」といいます)は、弊社が別途定める	
	申込書(以下、「申込書」といいます)により弊社に	申込書(以下、「申込書」といいます)により弊社に	
	対して <u>申込を行う</u> ものとし、弊社が当該申込を承諾す	対して <u>申し込む</u> ものとし、弊社が当該申込を承諾する	
	ることで、申込法人と弊社間に Learning Pit サービス	ことで、申込法人と弊社間に Learning Pit サービス	
	利用契約が成立するものとします。なお、申込法人が	利用契約が成立するものとします。なお、申込法人が	
	次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は当	次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は当	
	該申込を承諾しないことがあります。	該申込を承諾しないことがあります。	
第8条	利用者は、受講者の受講期間開始日以降に申込の	利用者は、 <u>個別コンテンツ</u> の受講期間開始日以降に	より正確な表現に修正
	取消を行うことはできません。 <u>受講者</u> の受講期間開始	申込の取消を行うことはできません。 <u>個別コンテンツ</u> の	

	<u></u>		[]
	日より前に申込の取消を行った場合、弊社が別途定	受講期間開始日より前に申込の取消を行った場合、	
	めるキャンセル規定に該当する <u>場合</u> はこれに従うものと	弊社が別途定めるキャンセル規定に該当するときはこ	
	します。	れに従うものとします。	
第9条	Learning Pit サービスの利用の対価 <u>として、</u> 申込書	Learning Pit サービスの利用の対価 <u>は、</u> 申込書記載	・より正確な表現に修正
	記載の受講料単価に <u>利用者が発行した</u> 受講者 ID	の受講料単価に、当該個別コンテンツの受講期間終	・1 0 条 3 項をより正確
	数を乗じて算出した個別コンテンツの受講料(以下	<u>了時点の</u> 受講者 ID 数を乗じて算出した <u>料金(以下</u>	な表現に修正して挿入
	「受講料」といいます)を請求します。	「受講料」といいます)とします。受講料は、受講者	
		が、受講期間の途中で個別コンテンツの一部又は全	
		部の受講を終了した場合及び個別コンテンツを受講し	
		なかった場合であっても減額されません。	
第10条	1.弊社は、受講者の受講期間終了後、利用者に	-	・支払条件については申
(削除)	対し、受講料を消費税相当額とともに速やかに請求し		込時に定めるため、1 項、
	ます。		2 項を削除
	2 .利用者は、前項の請求を受けた金額を、弊社が		・3項は表現を修正して9
	別途定める期日までに弊社の定める銀行口座へ振り		条に移動
	込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料		・本条の削除に伴い、次
	は利用者の負担とします。		条以降の条文番号を変
	3.受講料は、利用者が、受講期間の途中で		更(条文番号の変更の
	Learning Pit サービスの一部又は全部の利用を終		みについては、以下、記
	了した場合及び Learning Pit サービスを利用しなか		載を省略)
	った場合であっても減額されません。		
第11条	利用者は、Learning Pit サービスを利用するために必	利用者は、Learning Pit サービスを利用するために必	弊社の責に帰すべき事由
(新第10条)	要となるパソコン、ブラウザ、通信ソフト、通信機器等	要となるパソコン、ブラウザ、通信ソフト、通信機器等	がある場合は免責されな
	を、自己の責任と費用負担において用意するものとし	を、自己の責任と費用負担において用意するものとし	いことを明記
	ます。また、利用者は、自己の責任と費用負担におい	ます。また、利用者は、自己の責任と費用負担におい	
	てインターネットに接続の上、Learning Pit サービスを	てインターネットに接続の上、Learning Pit サービスを	
	利用するものとします。 利用者が Learning Pit サービ	利用するものとします。 利用者が Learning Pit サービ	
	スを利用した結果、利用者又はユーザーを含む利用	スを利用した結果、利用者又はユーザーを含む利用	
	者に所属する個人の使用するパソコン等に支障が出た	者に所属する個人の使用するパソコン等に支障が出た	
	場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとし	場合であっても、弊社の責に帰すべき事由がある場合	
	ます。	<u>を除き、</u> 弊社は一切責任を負わないものとします。	
第12条1項	弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する	弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する	より正確な表現に修正
(新第11条)	場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザー	場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザー	
	ID 及び <u>弊社が発行したパスワード</u> (ユーザーにより変	ID 及び <u>パスワード</u> (ユーザーにより変更されたパスワー	
	更されたパスワードを含む。以下同じ)に基づき、	ドを含む。以下同じ)に基づき、Learning Pit サービ	
	LearningPitサービスを利用する正当な権利を有する	スを利用する正当な権利を有する者であることを確認	
	者であることを確認するものとします。この場合、これら	するものとします。この場合、これらが第三者に使用	
	が第三者に使用(盗用も含みますがこれに限りませ	(盗用も含みますがこれに限りません)されたとして	
	ん)されたとしても、当該第三者の行為はすべてユー	も、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみな	
	ザーの行為とみなされるものとします。	されるものとします。	
第12条2項	利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発	利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発	受講者 ID に関する不正
(新第11条)	行されたユーザーID 及びパスワード(以下、「ID 等」	行されたユーザーID 及びパスワード(以下、「ID 等」	について追加
	<u> </u>		

	といいます)の使用並びに管理について責任を持つも	といいます)の使用並びに管理について責任を持つも	
	のとし、発行された ID 等を、弊社に届出なくユーザー	のとし、発行された ID 等を、弊社に届出な〈ユーザー	
	以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用さ	以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用さ	
	せず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三	せず、かつ ID 等を付与されたユーザーがいかなる第三	
	者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるも	者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるも	
	のとします。 万一、 かかる個人が届出な〈 <u>使用、貸与</u>	のとします。 <u>また利用者は、受講者 ID を複数人で共</u>	
	又は譲渡したことが発覚した場合には、弊社は利用者	有する又は受講料の支払いを免れる目的で受講者	
	への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者	ID を削除するなどの不正行為を行わないものとしま	
	に対して当該申込書記載の受講料総額又は受講期	<u>す。</u> 万一、かかる個人が届出な〈 <u>ID 等を使用、貸与</u>	
	間終了後に確定した受講料総額のいずれか大きい額	<u>もしくは譲渡したこと又は受講者 ID の共有もしくは削</u>	
	の 3 倍の料金を違約金として請求できるものとします。	<u>除などの不正行為</u> が発覚した場合には、弊社は利用	
	なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、	者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用	
	弊社は、別途損害賠償を請求することができるものと	者に対して当該申込書記載の受講料総額又は受講	
	します。	期間終了後に確定した受講料総額のいずれか大きい	
		額の3倍の料金を違約金として請求できるものとしま	
		す。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合に	
		は、弊社は、別途損害賠償を請求することができるも	
		のとします。	
第13条2項	管理者は、弊社からユーザーへの連絡に必要な情報	管理者は、弊社からユーザーへの連絡に必要な情報	より正確な表現に修正
(新第12条)	(メールアドレス、氏名など)に変更があった場合は、	(メールアドレス、氏名など)に変更があった場合は、	
	速やかに管理画面にて訂正するものとします。ただし、	速やかに管理画面にて訂正するものとします。ただし、	
	管理者が登録したユーザーID に対して、弊社の許可	管理者は、弊社の許可な〈、ユーザーID に紐づ〈ユー	
	な〈ユーザーを変更することを禁止します。	ザーを変更することはできません。	
第15条	弊社は、利用者又はユーザーの行為が前条第4項	弊社は、利用者又はユーザーの行為が前条第4項	旧第10条の削除に伴
(新第14条)	各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者	各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者	う条文番号の変更
	への事前の通知なしに、利用者が送信又は表示する	への事前の通知なしに、利用者が送信又は表示する	
	情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、並びに	情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、並びに	
	<u>第 23 条</u> に基づ〈 Learning Pit サービス提供の中止	<u>第22条</u> に基づく Learning Pit サービス提供の中止	
	等、弊社が適当と判断する措置を講ずることができる	等、弊社が適当と判断する措置を講ずることができる	
	ものとします。	ものとします。	
第23条1項4号	利用者の行為が <u>第 12 条</u> 第 2 項 <u>、</u> 第 14 条第 4 項	利用者の行為が <u>第11条</u> 第2項 <u>もし(は</u> 第13条	・より正確な表現に修正
(新第22条)	各号の <u>いずれか、</u> 第 16 条第 2 項 <u>又は</u> 第 3 項、もしく	第4項各号の <u>いずれかに該当することが判明したとき、</u>	・旧第10条の削除に伴
	は <u>第 24 条</u> に該当することが判明したとき	<u>又は利用者が</u> 第15条第2項 <u>、同条</u> 第3項、もしく	う条文番号の変更
		は <u>第23条に違反したこと</u> が判明したとき	
第25条	弊社は、戦争、暴動、ストライキ、火災、天変地異、	弊社は、 <u>天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火</u>	不可抗力の内容をより詳
(新第24条)	その他合理的支配を越える事由による Learning Pit	<u>災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、</u>	細に記載
	サービスの停止、遅延等について、その責任を負わない	立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公	
	ものとします。	衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の	
		<u>行為または規制など、弊社のコントロールの及ばないあ</u>	
		<u>らゆる原因</u> による Learning Pit サービスの停止、 遅延	
		等について、その責任を負わないものとします。	
第30条	第7条に基づき成立した契約につき、その期間が満了	第7条に基づき成立した契約につき、その期間が満了	旧第10条の削除に伴

(新第29条)	し又は解除された場合であっても、第3条(本約款の	し又は解除された場合であっても、第3条(本約款の	う条文番号の変更
	変更等)、 <u>第14条</u> (禁止行為及び利用者の義	変更等)、 <u>第13条</u> (禁止行為及び利用者の義	
	務等)、 <u>第16条</u> (著作権等)、 <u>第17条</u> (デ−	務等)、 <u>第15条</u> (著作権等)、 <u>第16条</u> (デ−	
	タ等の利用)、 <u>第18条</u> (個人情報の扱い)、 <u>第</u>	タ等の利用)、 <u>第17条</u> (個人情報の扱い)、 <u>第</u>	
	<u>19条</u> (個人情報の保管及び廃棄等)、第 <u>20</u>	<u>18条</u> (個人情報の保管及び廃棄等)、 <u>第19</u>	
	<u>条</u> (弊社の損害賠償)、 <u>第21条</u> (弊社の免	<u>条</u> (弊社の損害賠償)、 <u>第20条</u> (弊社の免	
	責) 、 <u>第 2 2 条</u> (利用者の損害賠償) 、 <u>第 2 4 条</u>	責)、 <u>第21条</u> (利用者の損害賠償)、 <u>第23条</u>	
	(反社会的勢力の排除)、 <u>第25条</u> (不可抗	(反社会的勢力の排除)、 <u>第24条</u> (不可抗	
	力)、 <u>第26条</u> (権利義務の譲渡禁止)、 <u>第27</u>	力)、 <u>第25条</u> (権利義務の譲渡禁止)、 <u>第26</u>	
	<u>条</u> (管轄裁判所)、 <u>第28条</u> (準拠法)、 <u>第2</u>	<u>条</u> (管轄裁判所)、 <u>第27条</u> (準拠法)、 <u>第2</u>	
	<u>9条</u> (協議)及び本条の定めは、引き続きその効力	<u>8条</u> (協議)及び本条の定めは、引き続きその効力	
	を有するものとします。	を有するものとします。	
数字の表記	(半角)	(全角)	条文内の数字の表記を
			全角に統一